

下 関 市 告 示 第 4 7 0 号
下 関 市 上 下 水 道 局 告 示 第 1 2 号
下 関 市 ボー ト レース 企 業 局 告 示 第 6 号
令 和 5 年 (2 0 2 3 年) 5 月 3 1 日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年10月1日から令和7年12月31日までの間において下関市、下関市上下水道局又は下関市ボートレース企業局が発注する物品の売買（印刷物の製造の請負を含む。）、修繕、業務委託（工事に関する測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務を除く。）及び動産の借入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、政令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により公示する。

また、併せて、下関市契約規則（平成21年規則第29号）第2条第1項、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）第164条第1項及び下関市ボートレース企業局契約規程（平成26年競艇企業局規程第16号）第2条第1項の規定により申請の時期及び方法等について公示する。

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎
下 関 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 林 義 之
下 関 市 ボー ト レース 事 業 管 理 者 田 中 康 弘

1 物品・役務の参加資格区分

物品・役務の契約の参加資格区分は、別表に掲げるとおりとする。

2 競争入札の参加に必要な資格

競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- (1) 政令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 営業に関し、法令上許可又は資格等を必要とする場合においては、それらの許可又は資格等を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

3 資格審査の申請時期

資格審査の申請時期は、定期受付（2年に1回行う有効期間の満了に伴う資格審査の申請受付）は、令和5年6月12日から同年7月7日まで（当日消印有効）とし、随時受付（定期受付以外に毎月実施する入札参加資格の審査事務で、毎月10日を申請締切日として、翌月初日を入札参加資格の決定の日とするもの）は、令和5年10月2日を申請受付の開始日とする。なお、随時受付の終了期日は、下関市ホームページ内で別に公表する。

4 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

下関市ホームページ（<https://www.city.shimonoseki.lg.jp>）内の、【しごと・事業者⇒入札・契約・登録⇒業者登録（物品の部屋（上下水道局を除く）又は業務委託等の部屋（上下水道局を除く）内）】から入札参加資格申請受付システムで申請し、申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）を提出すること。

(2) 提出先

〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市総務部契約課

電話 083-231-3138 又は 083-231-3178

5 競争入札参加資格審査結果の通知等

(1) 結果の通知

競争入札参加資格審査結果は、申請者に通知する。

(2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿への登録

競争入札参加資格を有すると認定した者（以下「有資格者」という。）を下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録し、当該名簿を下関市のホームページにて公開する。

6 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、定期受付は令和5年10月1日から令和7年12月31日までとする。また、随時受付によるものは、当該入札参加資格の決定の日から令和7年12月31日までとする。

7 欠格の届出

申請者又は有資格者は、参加資格に欠けることとなったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

8 変更の申請

有資格者は、次の各号のいずれかの事項に変更があったときは、速やかに当該事項について入札参加資格申請受付システムにより申請を行うとともに、別に定める申請に必要な書類を提出しなければならない。ただし、入札参加資格申請受付システムで変更できない項目については、別に定める申請に必要な書類のみを提出するものとする。

(1) 本社（店）の商号又は名称

(2) 本社（店）の所在地

(3) 本社（店）の代表者の役職、氏名

(4) 本社（店）の電話番号、ファックス番号

(5) 実印（代表者印）

- (6) 使用印鑑
- (7) 支店、営業所等の名称
- (8) 支店、営業所等の所在地
- (9) 支店、営業所等の代表者の役職、氏名
- (10) 支店、営業所等の電話番号、ファックス番号
- (11) 資本金
- (12) 競争入札参加希望営業品目
- (13) その他変更があった事項

9 入札参加資格の取消し及び停止

有資格者について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

- (1) 2に掲げる資格を満たさないと認められるとき。
- (2) 資格審査の申請、8の変更の申請又は関係書類に記載した事項が虚偽であることが判明したとき。

別 表

参加資格区分

資格区分	業種（大分類）	営業品目（小分類）
物品の 販売等	電気・精密機器	家電、通信関係機器、視聴覚機器、カメラ・時計・光学機器、計測機器、水道メータ、その他の電気・精密機器
	機械器具	機械器具、ガス・石油機器、各種厨房機材、その他の機械器具
	資材・園芸用品	骨材(砂・砂利・採石等)、建材・木材、建具・ガラス、畳、鋼材・鋼管・鋼板、セメント製品、給・排水資材、園芸用品、その他の資材
	薬品・検査用品	医薬品、工業薬品、火薬、特殊ガス、各種医療・衛生機器、その他の薬品・検査用品
	文房具・事務機器	各種文房具・紙製品類、パソコン・ネットワーク類、印章・ゴム印、家具類、その他の文房具・事務機器
	文化・体育用品	書籍・雑誌、教育用機械機器等(学校教材)、楽器・レコード・CD、遊具・玩具・保育用品、スポーツ用品、その他の文化・体育用品
	車両関連	自動車販売、特殊車両販売、タイヤ、車両修繕、その他の車両関連
	燃料類	石油類、気体燃料、その他の燃料
	衣類・繊維	衣類、寝具、帆布・ロープ等、室内装飾等、その他の衣類・繊維
	日用品	日用雑貨、ギフト製品、その他の日用品
	広告用品	看板・染物、表示板・標識、その他の広告用品
	消防用品	消火器・消火栓、その他の消防用品
	食料品	給食材料、その他食料品
その他物品	不用品処分、電力	
印刷製本	印刷製本	普通印刷、フォーム印刷、地図・航空写真引伸、複写・青写真、現像・引伸、その他の印刷製本

役務等の提供	庁舎等管理業務	建物清掃、空気環境測定、空気調和用ダクト清掃、飲料水水質検査、飲料水貯水槽清掃、排水管清掃、ねずみ・昆虫等防除、電気設備保全管理、消防設備管理、空調設備保守（機械設備保全管理）、昇降機設備保全管理、自動ドア設備の保守点検、ボイラー設備保全管理、冷暖房機・ボイラー運転、庁舎案内、その他
	建物等保守管理	浄化槽清掃・保守、通信施設設備保守、施設の付属設備の保守等、樹木管理（敷地内のもの）、施設の管理運営、道路・公園・森林等の清掃・管理、その他
	廃棄物処理（収集・運搬・処分等）	一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理（一般・産業）廃棄物、農業集落排水処理施設維持管理、農業集落排水汚泥の脱水・運搬等（移動式）、農業集落排水汚泥の脱水・運搬等（固定式）、リサイクル、中間処理・処分、残骨灰の処理、その他
	警備	常駐警備、機械警備、その他警備、その他
	調査・研究	調査・分析、埋蔵文化財等の調査等、研究、検査測定、その他
	電気通信サービス	情報及びデータベースのオンライン検索、通信通報、その他
	コンピュータサービス	システムの設計・開発、システムの保守・維持・運用管理、データ処理、コンピュータの保守管理、その他
	企画製作	物品、書籍発行等、看板、映画ビデオ、広告広報、イベント等の企画・運営、客船寄港等イベント、国内外ポートセミナー、デザイン企画、ホームページ作成、設計（建設業等資格審査の対象となる設計を除く）、筆耕、その他
	写真・製図	写真・製図、マイクロ写真、その他
	運送・旅行	旅客運送、貨物運送、旅行代理及び旅行業、その他
	整備	自動車、船舶、機械・機器及び金属製品、設備（建物以外）、用具、楽器等、その他
	賃貸借（リース）	車両、船舶、複写機、電話・ファクシミリ、事務機器、コンピュータ及び周辺機器、その他OA機器、ソフトウェア・システム一式、医療機器、介護・福祉機器、環境測定機器、清掃用具・玄関マット、仮設建物・仮設トイレ、建設機械類、その他
	その他役務	クリーニング、健康診断等医療業務、検体検査、給食業務、環境保護サービス、人材派遣サービス（研修講師を含む）、複写サービス、翻訳・通訳、会議録作成、保険、監査・コンサルティング、福祉サービス、保健サービス、登記・測量、不動産鑑定、その他専門代行サービス、その他